

(平成25年8月21日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認東北地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	15 件
厚生年金関係	15 件

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立人の株式会社Aにおける申立期間の標準賞与額に係る記録を平成15年7月31日は8万4,000円及び同年12月30日は10万4,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月31日
② 平成15年12月30日

株式会社Aから支給された賞与が年金記録に反映されていないことが分かったので、申立期間に係る賞与を年金記録に反映させてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②の申立人に係る標準賞与額の記録について、申立人が所持する賞与明細書及び申立人に係る通常貯金預払状況調書等により、申立人は、平成15年7月31日は8万4,000円及び同年12月30日は10万4,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主によりそれぞれ賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、株式会社Aに照会しても回答が無く、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

東北（宮城）厚生年金 事案 3080

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人の株式会社Aにおける資格喪失日及びB株式会社における資格取得日に係る記録を昭和54年5月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和53年12月21日から54年6月1日まで
年金事務所から、申立期間の厚生年金保険の加入記録は無いとの回答を受けた。

申立期間は、株式会社AのC事業所に勤務し、D業務に従事した。時期は記憶に無いが、会社がB株式会社に変更された後も継続して勤務したので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び複数の同僚の証言から判断すると、申立人は、申立期間について、株式会社A及びB株式会社に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人と同様に昭和53年12月21日に株式会社Aにおいて厚生年金保険被保険者資格を喪失し、54年6月1日にB株式会社において被保険者資格を取得している同僚が所持する給料支払明細書及び昭和54年分給与所得の源泉徴収票によると、申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていることが認められることから、申立人についても、申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

なお、前述の同僚が所持する昭和54年分給与所得の源泉徴収票によると、当該同僚は同年5月20日まで株式会社Aに在職し、同年5月21日に

B株式会社に就職したことが確認できることから、申立人の株式会社Aにおける資格喪失日及びB株式会社における資格取得日についても、当該同僚と同じく同年5月21日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の株式会社Aに係る事業所別被保険者名簿及びB株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から7万6,000円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録及び事業所別被保険者名簿によれば、株式会社Aは、昭和54年3月31日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているものの、同社の商業登記簿謄本によれば、同年3月31日以降も閉鎖又は解散しておらず、複数の同僚は常時5人以上の従業員が勤務していたことから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

また、オンライン記録及び事業所別被保険者名簿によれば、B株式会社は昭和54年6月1日に厚生年金保険の新規適用事業所となっており、同年5月21日から同年6月1日までの期間は厚生年金保険の適用事業所となっていないものの、同社の商業登記簿謄本によれば、会社設立年月日は同年5月18日であることが確認できる上、複数の同僚は常時5人以上の従業員が勤務していたとしていることから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断できる。

なお、申立期間のうち昭和53年12月21日から54年5月21日までの期間の申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、株式会社Aの事業主は不明としているものの、同社に係る事業所別被保険者名簿によれば、申立人の同社における資格喪失日（昭和53年12月21日）に係る厚生年金保険被保険者資格喪失届が54年1月8日に受理されていることが確認できる上、同年3月31日から同年5月21日までの期間においては、厚生年金保険法の適用事業所の要件を満たしているにもかかわらず、社会保険事務所（当時）に適用の届出を行っていなかったと認められることから、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間のうち昭和54年5月21日から同年6月1日までの期間の申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、B株式会社の事業主は、当該期間において、厚生年金保険法の適用事業所の要件を満たしているにもかかわらず、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

東北（宮城）厚生年金 事案 3081

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人の株式会社Aにおける資格喪失日及びB株式会社における資格取得日に係る記録を昭和54年5月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を53年12月から54年4月までは9万8,000円、同年5月は12万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和53年12月21日から54年6月1日まで
年金事務所から、申立期間の厚生年金保険の加入記録は無いとの回答を受けた。

申立期間は、株式会社AのC事業所に勤務し、D業務に従事した。時期は記憶に無いが、会社がB株式会社に変更された後も継続して勤務したので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び複数の同僚の証言から判断すると、申立人は、申立期間について、株式会社A及びB株式会社に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人と同様に昭和53年12月21日に株式会社Aにおいて厚生年金保険被保険者資格を喪失し、54年6月1日にB株式会社において被保険者資格を取得している同僚が所持する給料支払明細書及び昭和54年分給与所得の源泉徴収票によると、申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていることが認められることから、申立人についても、申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

なお、前述の同僚が所持する昭和 54 年分給与所得の源泉徴収票によると、当該同僚は同年 5 月 20 日まで株式会社Aに在職し、同年 5 月 21 日にB株式会社に就職したことが確認できることから、申立人の株式会社Aにおける資格喪失日及びB株式会社における資格取得日についても、当該同僚と同じく同年 5 月 21 日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の株式会社Aに係る事業所別被保険者名簿及びB株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から昭和 53 年 12 月から 54 年 4 月までは 9 万 8,000 円、同年 5 月は 12 万 6,000 円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録及び事業所別被保険者名簿によれば、株式会社Aは、昭和 54 年 3 月 31 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているものの、同社の商業登記簿謄本によれば、同年 3 月 31 日以降も閉鎖又は解散しておらず、複数の同僚は常時 5 人以上の従業員が勤務していたことから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

また、オンライン記録及び事業所別被保険者名簿によれば、B株式会社は昭和 54 年 6 月 1 日に厚生年金保険の新規適用事業所となっており、同年 5 月 21 日から同年 6 月 1 日までの期間は厚生年金保険の適用事業所となっていないものの、同社の商業登記簿謄本によれば、会社設立年月日は同年 5 月 18 日であることが確認できる上、複数の同僚は常時 5 人以上の従業員が勤務していたとしていることから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断できる。

なお、申立期間のうち昭和 53 年 12 月 21 日から 54 年 5 月 21 日までの期間の申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、株式会社Aの事業主は不明としているものの、同社に係る事業所別被保険者名簿によれば、申立人の同社における資格喪失日（昭和 53 年 12 月 21 日）に係る厚生年金保険被保険者資格喪失届が 54 年 1 月 8 日に受理されていることが確認できる上、同年 3 月 31 日から同年 5 月 21 日までの期間においては、厚生年金保険法の適用事業所の要件を満たしているにもかかわらず、社会保険事務所（当時）に適用の届出を行っていなかったと認められることから、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間のうち昭和 54 年 5 月 21 日から同年 6 月 1 日までの期間の申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、B株式会社の事業主は、当該期間において、厚生年金保険法の適用事業所の要件を満たしているにもかかわらず、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

東北（宮城）厚生年金 事案 3082

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人の株式会社Aにおける資格喪失日及びB株式会社における資格取得日に係る記録を昭和54年5月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を53年12月から54年4月までは7万6,000円、同年5月は7万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年12月21日から54年6月1日まで
年金事務所から、申立期間の厚生年金保険の加入記録は無いとの回答を受けた。

申立期間は、株式会社AのC事業所に勤務し、D業務に従事した。時期は記憶に無いが、会社がB株式会社に変更された後も継続して勤務したので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び複数の同僚の証言から判断すると、申立人は、申立期間について、株式会社A及びB株式会社に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人と同様に昭和53年12月21日に株式会社Aにおいて厚生年金保険被保険者資格を喪失し、54年6月1日にB株式会社において被保険者資格を取得している同僚が所持する給料支払明細書及び昭和54年分給与所得の源泉徴収票によると、申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていることが認められることから、申立人についても、申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

なお、前述の同僚が所持する昭和54年分給与所得の源泉徴収票による

と、当該同僚は同年5月20日まで株式会社Aに在職し、同年5月21日にB株式会社に就職したことが確認できることから、申立人の株式会社Aにおける資格喪失日及びB株式会社における資格取得日についても、当該同僚と同じく同年5月21日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の株式会社Aに係る事業所別被保険者名簿及びB株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から昭和53年12月から54年4月までは7万6,000円、同年5月は7万2,000円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録及び事業所別被保険者名簿によれば、株式会社Aは、昭和54年3月31日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているものの、同社の商業登記簿謄本によれば、同年3月31日以降も閉鎖又は解散しておらず、複数の同僚は常時5人以上の従業員が勤務していたことから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

また、オンライン記録及び事業所別被保険者名簿によれば、B株式会社は昭和54年6月1日に厚生年金保険の新規適用事業所となっており、同年5月21日から同年6月1日までの期間は厚生年金保険の適用事業所となっていないものの、同社の商業登記簿謄本によれば、会社設立年月日は同年5月18日であることが確認できる上、複数の同僚は常時5人以上の従業員が勤務していたとしていることから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断できる。

なお、申立期間のうち昭和53年12月21日から54年5月21日までの期間の申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、株式会社Aの事業主は不明としているものの、同社に係る事業所別被保険者名簿によれば、申立人の同社における資格喪失日（昭和53年12月21日）に係る厚生年金保険被保険者資格喪失届が54年1月8日に受理されていることが確認できる上、同年3月31日から同年5月21日までの期間においては、厚生年金保険法の適用事業所の要件を満たしているにもかかわらず、社会保険事務所（当時）に適用の届出を行っていなかったと認められることから、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間のうち昭和54年5月21日から同年6月1日までの期間の申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、B株式会社の事業主は、当該期間において、厚生年金保険法の適用事業所の要件を満たしているにもかかわらず、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間①について、申立人は、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人の株式会社Aにおける資格喪失日に係る記録を昭和54年5月21日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を8万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②について、申立人は、厚生年金保険料を事業主により控除されていたと認められることから、申立人のB株式会社における資格取得日に係る記録を昭和54年5月21日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を6万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和53年12月21日から54年5月21日まで
② 昭和54年5月21日から同年6月1日まで
年金事務所から、申立期間①及び②の厚生年金保険の加入記録は無いとの回答を受けた。

申立期間①及び②は、株式会社AのC事業所に勤務し、D業務に従事した。時期は記憶に無いが、会社がB株式会社に変更された後も継続して勤務した。

当時の源泉徴収票及び給料支払明細書によれば、昭和54年5月21日にB株式会社に就職したことになっており、両社の給与から厚生年金保険料が控除されているので、申立期間①及び②について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、雇用保険の記録、申立人が所持する給料支払明細

書及び昭和 54 年分給与所得の源泉徴収票並びに複数の同僚の証言から、申立人は、申立期間①において株式会社 A に継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、上記源泉徴収票によると、申立人は、昭和 54 年 5 月 20 日まで株式会社 A に在職していたと認められることから、申立人の同社における資格喪失日を同年 5 月 21 日とすることが妥当である。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人の株式会社 A に係る事業所別被保険者名簿及び上記源泉徴収票並びに給料支払明細書において確認又は推認できる厚生年金保険料の控除額から、8 万円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録及び事業所別被保険者名簿によれば、株式会社 A は、昭和 54 年 3 月 31 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているものの、同社の商業登記簿謄本によれば、同年 3 月 31 日以降も閉鎖又は解散しておらず、複数の同僚は常時 5 人以上の従業員が勤務していたとしていることから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、株式会社 A に係る事業所別被保険者名簿によれば、申立人の同社における資格喪失日（昭和 53 年 12 月 21 日）に係る厚生年金保険被保険者資格喪失届が 54 年 1 月 8 日に受理されていることが確認できる上、同年 3 月 31 日から同年 5 月 21 日までの期間においては、厚生年金保険法の適用事業所の要件を満たしているにもかかわらず、社会保険事務所（当時）に適用の届出を行っていなかったと認められることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間①の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②について、雇用保険の記録、申立人が所持する給料支払明細書及び昭和 54 年分給与所得の源泉徴収票並びに複数の同僚の証言から、申立人は、B 株式会社 に継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、上記源泉徴収票によれば、申立人は、昭和 54 年 5 月 21 日に B 株式会社 に就職したと認められることから、申立人の同社における資格取得日を同年 5 月 21 日とすることが妥当である。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人の B 株式会社 に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票及び上記給料支払明細書において確認できる厚生年金保険料の控除額から、6 万 4,000 円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録及び事業所番号等索引簿によれば、B株式会社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 54 年 6 月 1 日であり、申立期間②当時は厚生年金保険の適用事業所となっていないものの、同社の商業登記簿謄本によれば、会社設立年月日は同年 5 月 18 日であることが確認できる上、複数の同僚は常時 5 人以上の従業員が勤務していたとすることから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該期間において、厚生年金保険法の適用事業所の要件を満たしているにもかかわらず、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

東北（宮城）厚生年金 事案 3084

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人の株式会社Aにおける資格喪失日及びB株式会社における資格取得日に係る記録を昭和54年5月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を53年12月から54年4月までは7万6,000円、同年5月は5万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年12月21日から54年6月1日まで
年金事務所から、申立期間の厚生年金保険の加入記録は無いとの回答を受けた。

申立期間は、株式会社AのC事業所に勤務し、D業務に従事した。時期は記憶に無いが、会社がB株式会社に変更された後も継続して勤務したので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び複数の同僚の証言から判断すると、申立人は、申立期間について、株式会社A及びB株式会社に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人と同様に昭和53年12月21日に株式会社Aにおいて厚生年金保険被保険者資格を喪失し、54年6月1日にB株式会社において被保険者資格を取得している同僚が所持する給料支払明細書及び昭和54年分給与所得の源泉徴収票によると、申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていることが認められることから、申立人についても、申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

なお、前述の同僚が所持する昭和54年分給与所得の源泉徴収票による

と、当該同僚は同年5月20日まで株式会社Aに在職し、同年5月21日にB株式会社に就職したことが確認できることから、申立人の株式会社Aにおける資格喪失日及びB株式会社における資格取得日についても、当該同僚と同じく同年5月21日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の株式会社Aに係る事業所別被保険者名簿及びB株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から昭和53年12月から54年4月までは7万6,000円、同年5月は5万6,000円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録及び事業所別被保険者名簿によれば、株式会社Aは、昭和54年3月31日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているものの、同社の商業登記簿謄本によれば、同年3月31日以降も閉鎖又は解散しておらず、複数の同僚は常時5人以上の従業員が勤務していたことから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

また、オンライン記録及び事業所別被保険者名簿によれば、B株式会社は昭和54年6月1日に厚生年金保険の新規適用事業所となっており、同年5月21日から同年6月1日までの期間は厚生年金保険の適用事業所となっていないものの、同社の商業登記簿謄本によれば、会社設立年月日は同年5月18日であることが確認できる上、複数の同僚は常時5人以上の従業員が勤務していたとしていることから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断できる。

なお、申立期間のうち昭和53年12月21日から54年5月21日までの期間の申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、株式会社Aの事業主は不明としているものの、同社に係る事業所別被保険者名簿によれば、申立人の同社における資格喪失日（昭和53年12月21日）に係る厚生年金保険被保険者資格喪失届が54年1月8日に受理されていることが確認できる上、同年3月31日から同年5月21日までの期間においては、厚生年金保険法の適用事業所の要件を満たしているにもかかわらず、社会保険事務所（当時）に適用の届出を行っていなかったと認められることから、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間のうち昭和54年5月21日から同年6月1日までの期間の申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、B株式会社の事業主は、当該期間において、厚生年金保険法の適用事業所の要件を満たしているにもかかわらず、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

東北（宮城）厚生年金 事案 3085

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人の株式会社Aにおける資格喪失日及びB株式会社における資格取得日に係る記録を昭和54年5月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年12月21日から54年6月1日まで
年金事務所から、申立期間の厚生年金保険の加入記録は無いとの回答を受けた。

申立期間は、株式会社AのC事業所に勤務し、D業務に従事した。時期は記憶に無いが、会社がB株式会社に変更された後も継続して勤務したので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び複数の同僚の証言から判断すると、申立人は、申立期間について、株式会社A及びB株式会社に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人と同様に昭和53年12月21日に株式会社Aにおいて厚生年金保険被保険者資格を喪失し、54年6月1日にB株式会社において被保険者資格を取得している同僚が所持する給料支払明細書及び昭和54年分給与所得の源泉徴収票によると、申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていることが認められることから、申立人についても、申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

なお、前述の同僚が所持する昭和54年分給与所得の源泉徴収票によると、当該同僚は同年5月20日まで株式会社Aに在職し、同年5月21日に

B株式会社に就職したことが確認できることから、申立人の株式会社Aにおける資格喪失日及びB株式会社における資格取得日についても、当該同僚と同じく同年5月21日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の株式会社Aに係る事業所別被保険者名簿及びB株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から7万6,000円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録及び事業所別被保険者名簿によれば、株式会社Aは、昭和54年3月31日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているものの、同社の商業登記簿謄本によれば、同年3月31日以降も閉鎖又は解散しておらず、複数の同僚は常時5人以上の従業員が勤務していたことから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

また、オンライン記録及び事業所別被保険者名簿によれば、B株式会社は昭和54年6月1日に厚生年金保険の新規適用事業所となっており、同年5月21日から同年6月1日までの期間は厚生年金保険の適用事業所となっていないものの、同社の商業登記簿謄本によれば、会社設立年月日は同年5月18日であることが確認できる上、複数の同僚は常時5人以上の従業員が勤務していたとしていることから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断できる。

なお、申立期間のうち昭和53年12月21日から54年5月21日までの期間の申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、株式会社Aの事業主は不明としているものの、同社に係る事業所別被保険者名簿によれば、申立人の同社における資格喪失日（昭和53年12月21日）に係る厚生年金保険被保険者資格喪失届が54年1月8日に受理されていることが確認できる上、同年3月31日から同年5月21日までの期間においては、厚生年金保険法の適用事業所の要件を満たしているにもかかわらず、社会保険事務所（当時）に適用の届出を行っていなかったと認められることから、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間のうち昭和54年5月21日から同年6月1日までの期間の申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、B株式会社の事業主は、当該期間において、厚生年金保険法の適用事業所の要件を満たしているにもかかわらず、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

東北（宮城）厚生年金 事案 3086

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人の株式会社Aにおける資格喪失日及びB株式会社における資格取得日に係る記録を昭和54年5月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を53年12月から54年4月までは7万6,000円、同年5月は6万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年12月21日から54年6月1日まで
年金事務所から、申立期間の厚生年金保険の加入記録は無いとの回答を受けた。

申立期間は、株式会社AのC事業所に勤務し、D業務に従事した。時期は記憶に無いが、会社がB株式会社に変更された後も継続して勤務したので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び複数の同僚の証言から判断すると、申立人は、申立期間について、株式会社A及びB株式会社に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人と同様に昭和53年12月21日に株式会社Aにおいて厚生年金保険被保険者資格を喪失し、54年6月1日にB株式会社において被保険者資格を取得している同僚が所持する給料支払明細書及び昭和54年分給与所得の源泉徴収票によると、申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていることが認められることから、申立人についても、申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

なお、前述の同僚が所持する昭和54年分給与所得の源泉徴収票による

と、当該同僚は同年5月20日まで株式会社Aに在職し、同年5月21日にB株式会社に就職したことが確認できることから、申立人の株式会社Aにおける資格喪失日及びB株式会社における資格取得日についても、当該同僚と同じく同年5月21日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の株式会社Aに係る事業所別被保険者名簿及びB株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から昭和53年12月から54年4月までは7万6,000円、同年5月は6万8,000円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録及び事業所別被保険者名簿によれば、株式会社Aは、昭和54年3月31日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているものの、同社の商業登記簿謄本によれば、同年3月31日以降も閉鎖又は解散しておらず、複数の同僚は常時5人以上の従業員が勤務していたことから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

また、オンライン記録及び事業所別被保険者名簿によれば、B株式会社は昭和54年6月1日に厚生年金保険の新規適用事業所となっており、同年5月21日から同年6月1日までの期間は厚生年金保険の適用事業所となっていないものの、同社の商業登記簿謄本によれば、会社設立年月日は同年5月18日であることが確認できる上、複数の同僚は常時5人以上の従業員が勤務していたとしていることから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断できる。

なお、申立期間のうち昭和53年12月21日から54年5月21日までの期間の申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、株式会社Aの事業主は不明としているものの、同社に係る事業所別被保険者名簿によれば、申立人の同社における資格喪失日（昭和53年12月21日）に係る厚生年金保険被保険者資格喪失届が54年1月8日に受理されていることが確認できる上、同年3月31日から同年5月21日までの期間においては、厚生年金保険法の適用事業所の要件を満たしているにもかかわらず、社会保険事務所（当時）に適用の届出を行っていなかったと認められることから、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間のうち昭和54年5月21日から同年6月1日までの期間の申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、B株式会社の事業主は、当該期間において、厚生年金保険法の適用事業所の要件を満たしているにもかかわらず、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

東北（宮城）厚生年金 事案 3087

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人の株式会社Aにおける資格喪失日及びB株式会社における資格取得日に係る記録を昭和54年5月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を53年12月から54年4月までは7万6,000円、同年5月は7万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年12月21日から54年6月1日まで
年金事務所から、申立期間の厚生年金保険の加入記録は無いとの回答を受けた。

申立期間は、株式会社AのC事業所に勤務し、D業務に従事した。時期は記憶に無いが、会社がB株式会社に変更された後も継続して勤務したので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び複数の同僚の証言から判断すると、申立人は、申立期間について、株式会社A及びB株式会社に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人と同様に昭和53年12月21日に株式会社Aにおいて厚生年金保険被保険者資格を喪失し、54年6月1日にB株式会社において被保険者資格を取得している同僚が所持する給料支払明細書及び昭和54年分給与所得の源泉徴収票によると、申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていることが認められることから、申立人についても、申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

なお、前述の同僚が所持する昭和54年分給与所得の源泉徴収票による

と、当該同僚は同年5月20日まで株式会社Aに在職し、同年5月21日にB株式会社に就職したことが確認できることから、申立人の株式会社Aにおける資格喪失日及びB株式会社における資格取得日についても、当該同僚と同じく同年5月21日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の株式会社Aに係る事業所別被保険者名簿及びB株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から昭和53年12月から54年4月までは7万6,000円、同年5月は7万2,000円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録及び事業所別被保険者名簿によれば、株式会社Aは、昭和54年3月31日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているものの、同社の商業登記簿謄本によれば、同年3月31日以降も閉鎖又は解散しておらず、複数の同僚は常時5人以上の従業員が勤務していたことから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

また、オンライン記録及び事業所別被保険者名簿によれば、B株式会社は昭和54年6月1日に厚生年金保険の新規適用事業所となっており、同年5月21日から同年6月1日までの期間は厚生年金保険の適用事業所となっていないものの、同社の商業登記簿謄本によれば、会社設立年月日は同年5月18日であることが確認できる上、複数の同僚は常時5人以上の従業員が勤務していたとしていることから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断できる。

なお、申立期間のうち昭和53年12月21日から54年5月21日までの期間の申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、株式会社Aの事業主は不明としているものの、同社に係る事業所別被保険者名簿によれば、申立人の同社における資格喪失日（昭和53年12月21日）に係る厚生年金保険被保険者資格喪失届が54年1月8日に受理されていることが確認できる上、同年3月31日から同年5月21日までの期間においては、厚生年金保険法の適用事業所の要件を満たしているにもかかわらず、社会保険事務所（当時）に適用の届出を行っていなかったと認められることから、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間のうち昭和54年5月21日から同年6月1日までの期間の申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、B株式会社の事業主は、当該期間において、厚生年金保険法の適用事業所の要件を満たしているにもかかわらず、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

東北（宮城）厚生年金 事案 3088

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人の株式会社Aにおける資格喪失日及びB株式会社における資格取得日に係る記録を昭和54年5月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を53年12月から54年4月までは9万2,000円、同年5月は11万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年12月21日から54年6月1日まで
年金事務所から、申立期間の厚生年金保険の加入記録は無いとの回答を受けた。

申立期間は、株式会社AのC事業所に勤務し、D業務に従事した。時期は記憶に無いが、会社がB株式会社に変更された後も継続して勤務したので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び複数の同僚の証言から判断すると、申立人は、申立期間について、株式会社A及びB株式会社に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人と同様に昭和53年12月21日に株式会社Aにおいて厚生年金保険被保険者資格を喪失し、54年6月1日にB株式会社において被保険者資格を取得している同僚が所持する給料支払明細書及び昭和54年分給与所得の源泉徴収票によると、申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていることが認められることから、申立人についても、申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

なお、前述の同僚が所持する昭和54年分給与所得の源泉徴収票による

と、当該同僚は同年5月20日まで株式会社Aに在職し、同年5月21日にB株式会社に就職したことが確認できることから、申立人の株式会社Aにおける資格喪失日及びB株式会社における資格取得日についても、当該同僚と同じく同年5月21日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の株式会社Aに係る事業所別被保険者名簿及びB株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から昭和53年12月から54年4月までは9万2,000円、同年5月は11万円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録及び事業所別被保険者名簿によれば、株式会社Aは、昭和54年3月31日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているものの、同社の商業登記簿謄本によれば、同年3月31日以降も閉鎖又は解散しておらず、複数の同僚は常時5人以上の従業員が勤務していたことから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

また、オンライン記録及び事業所別被保険者名簿によれば、B株式会社は昭和54年6月1日に厚生年金保険の新規適用事業所となっており、同年5月21日から同年6月1日までの期間は厚生年金保険の適用事業所となっていないものの、同社の商業登記簿謄本によれば、会社設立年月日は同年5月18日であることが確認できる上、複数の同僚は常時5人以上の従業員が勤務していたとしていることから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断できる。

なお、申立期間のうち昭和53年12月21日から54年5月21日までの期間の申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、株式会社Aの事業主は不明としているものの、同社に係る事業所別被保険者名簿によれば、申立人の同社における資格喪失日（昭和53年12月21日）に係る厚生年金保険被保険者資格喪失届が54年1月8日に受理されていることが確認できる上、同年3月31日から同年5月21日までの期間においては、厚生年金保険法の適用事業所の要件を満たしているにもかかわらず、社会保険事務所（当時）に適用の届出を行っていなかったと認められることから、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間のうち昭和54年5月21日から同年6月1日までの期間の申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、B株式会社の事業主は、当該期間において、厚生年金保険法の適用事業所の要件を満たしているにもかかわらず、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

東北（宮城）厚生年金 事案 3089

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人の株式会社Aにおける資格喪失日及びB株式会社における資格取得日に係る記録を昭和54年5月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を53年12月から54年4月までは8万円、同年5月は7万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年12月21日から54年6月1日まで
年金事務所から、申立期間の厚生年金保険の加入記録は無いとの回答を受けた。

申立期間は、株式会社AのC事業所に勤務し、D業務に従事した。時期は記憶に無いが、会社がB株式会社に変更された後も継続して勤務したので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び複数の同僚の証言から判断すると、申立人は、申立期間について、株式会社A及びB株式会社に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人と同様に昭和53年12月21日に株式会社Aにおいて厚生年金保険被保険者資格を喪失し、54年6月1日にB株式会社において被保険者資格を取得している同僚が所持する給料支払明細書及び昭和54年分給与所得の源泉徴収票によると、申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていることが認められることから、申立人についても、申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

なお、前述の同僚が所持する昭和54年分給与所得の源泉徴収票による

と、当該同僚は同年5月20日まで株式会社Aに在職し、同年5月21日にB株式会社に就職したことが確認できることから、申立人の株式会社Aにおける資格喪失日及びB株式会社における資格取得日についても、当該同僚と同じく同年5月21日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の株式会社Aに係る事業所別被保険者名簿及びB株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から昭和53年12月から54年4月までは8万円、同年5月は7万6,000円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録及び事業所別被保険者名簿によれば、株式会社Aは、昭和54年3月31日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているものの、同社の商業登記簿謄本によれば、同年3月31日以降も閉鎖又は解散しておらず、複数の同僚は常時5人以上の従業員が勤務していたことから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

また、オンライン記録及び事業所別被保険者名簿によれば、B株式会社は昭和54年6月1日に厚生年金保険の新規適用事業所となっており、同年5月21日から同年6月1日までの期間は厚生年金保険の適用事業所となっていないものの、同社の商業登記簿謄本によれば、会社設立年月日は同年5月18日であることが確認できる上、複数の同僚は常時5人以上の従業員が勤務していたとしていることから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断できる。

なお、申立期間のうち昭和53年12月21日から54年5月21日までの期間の申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、株式会社Aの事業主は不明としているものの、同社に係る事業所別被保険者名簿によれば、申立人の同社における資格喪失日（昭和53年12月21日）に係る厚生年金保険被保険者資格喪失届が54年1月8日に受理されていることが確認できる上、同年3月31日から同年5月21日までの期間においては、厚生年金保険法の適用事業所の要件を満たしているにもかかわらず、社会保険事務所（当時）に適用の届出を行っていなかったと認められることから、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間のうち昭和54年5月21日から同年6月1日までの期間の申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、B株式会社の事業主は、当該期間において、厚生年金保険法の適用事業所の要件を満たしているにもかかわらず、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

東北（宮城）厚生年金 事案 3090

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人の株式会社Aにおける資格喪失日及びB株式会社における資格取得日に係る記録を昭和54年5月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を53年12月から54年4月までは7万6,000円、同年5月は6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年12月21日から54年6月1日まで
年金事務所から、申立期間の厚生年金保険の加入記録は無いとの回答を受けた。

申立期間は、株式会社AのC事業所に勤務し、D業務に従事した。時期は記憶に無いが、会社がB株式会社に変更された後も継続して勤務したので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び複数の同僚の証言から判断すると、申立人は、申立期間について、株式会社A及びB株式会社に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人と同様に昭和53年12月21日に株式会社Aにおいて厚生年金保険被保険者資格を喪失し、54年6月1日にB株式会社において被保険者資格を取得している同僚が所持する給料支払明細書及び昭和54年分給与所得の源泉徴収票によると、申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていることが認められることから、申立人についても、申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

なお、前述の同僚が所持する昭和54年分給与所得の源泉徴収票による

と、当該同僚は同年5月20日まで株式会社Aに在職し、同年5月21日にB株式会社に就職したことが確認できることから、申立人の株式会社Aにおける資格喪失日及びB株式会社における資格取得日についても、当該同僚と同じく同年5月21日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の株式会社Aに係る事業所別被保険者名簿及びB株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から昭和53年12月から54年4月までは7万6,000円、同年5月は6万円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録及び事業所別被保険者名簿によれば、株式会社Aは、昭和54年3月31日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているものの、同社の商業登記簿謄本によれば、同年3月31日以降も閉鎖又は解散しておらず、複数の同僚は常時5人以上の従業員が勤務していたことから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

また、オンライン記録及び事業所別被保険者名簿によれば、B株式会社は昭和54年6月1日に厚生年金保険の新規適用事業所となっており、同年5月21日から同年6月1日までの期間は厚生年金保険の適用事業所となっていないものの、同社の商業登記簿謄本によれば、会社設立年月日は同年5月18日であることが確認できる上、複数の同僚は常時5人以上の従業員が勤務していたとしていることから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断できる。

なお、申立期間のうち昭和53年12月21日から54年5月21日までの期間の申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、株式会社Aの事業主は不明としているものの、同社に係る事業所別被保険者名簿によれば、申立人の同社における資格喪失日（昭和53年12月21日）に係る厚生年金保険被保険者資格喪失届が54年1月8日に受理されていることが確認できる上、同年3月31日から同年5月21日までの期間においては、厚生年金保険法の適用事業所の要件を満たしているにもかかわらず、社会保険事務所（当時）に適用の届出を行っていなかったと認められることから、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間のうち昭和54年5月21日から同年6月1日までの期間の申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、B株式会社の事業主は、当該期間において、厚生年金保険法の適用事業所の要件を満たしているにもかかわらず、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人の株式会社Aにおける資格喪失日及びB株式会社における資格取得日に係る記録を昭和54年5月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を53年12月から54年4月までは8万円、同年5月は6万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年12月21日から54年6月1日まで
年金事務所から、申立期間の厚生年金保険の加入記録は無いとの回答を受けた。

申立期間は、株式会社AのC事業所に勤務し、D業務に従事した。時期は記憶に無いが、会社がB株式会社に変更された後も継続して勤務したので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び複数の同僚の証言から判断すると、申立人は、申立期間について、株式会社A及びB株式会社に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人と同様に昭和53年12月21日に株式会社Aにおいて厚生年金保険被保険者資格を喪失し、54年6月1日にB株式会社において被保険者資格を取得している同僚が所持する給料支払明細書及び昭和54年分給与所得の源泉徴収票によると、申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていることが認められることから、申立人についても、申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

なお、前述の同僚が所持する昭和 54 年分給与所得の源泉徴収票によると、当該同僚は同年 5 月 20 日まで株式会社Aに在職し、同年 5 月 21 日にB株式会社に就職したことが確認できることから、申立人の株式会社Aにおける資格喪失日及びB株式会社における資格取得日についても、当該同僚と同じく同年 5 月 21 日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の株式会社Aに係る事業所別被保険者名簿及びB株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から昭和 53 年 12 月から 54 年 4 月までは 8 万円、同年 5 月は 6 万 4,000 円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録及び事業所別被保険者名簿によれば、株式会社Aは、昭和 54 年 3 月 31 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているものの、同社の商業登記簿謄本によれば、同年 3 月 31 日以降も閉鎖又は解散しておらず、複数の同僚は常時 5 人以上の従業員が勤務していたことから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

また、オンライン記録及び事業所別被保険者名簿によれば、B株式会社は昭和 54 年 6 月 1 日に厚生年金保険の新規適用事業所となっており、同年 5 月 21 日から同年 6 月 1 日までの期間は厚生年金保険の適用事業所となっていないものの、同社の商業登記簿謄本によれば、会社設立年月日は同年 5 月 18 日であることが確認できる上、複数の同僚は常時 5 人以上の従業員が勤務していたとしていることから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断できる。

なお、申立期間のうち昭和 53 年 12 月 21 日から 54 年 5 月 21 日までの期間の申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、株式会社Aの事業主は不明としているものの、同社に係る事業所別被保険者名簿によれば、申立人の同社における資格喪失日（昭和 53 年 12 月 21 日）に係る厚生年金保険被保険者資格喪失届が 54 年 1 月 8 日に受理されていることが確認できる上、同年 3 月 31 日から同年 5 月 21 日までの期間においては、厚生年金保険法の適用事業所の要件を満たしているにもかかわらず、社会保険事務所（当時）に適用の届出を行っていなかったと認められることから、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間のうち昭和 54 年 5 月 21 日から同年 6 月 1 日までの期間の申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、B株式会社の事業主は、当該期間において、厚生年金保険法の適用事業所の要件を満たしているにもかかわらず、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

東北（秋田）厚生年金 事案 3092

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社（現在は、株式会社B）C支社における資格取得日に係る記録を昭和51年2月28日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を16万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年2月28日から同年3月1日まで

私の夫は、A株式会社に入社して以来、昭和60年3月に退職するまで継続して勤務していたが、51年2月28日付けで同社本社から同社C支社に転勤した際の申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無かった。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Bから提出された在籍期間証明書及び雇用保険の被保険者記録から判断すると、申立人がA株式会社に継続して勤務し（昭和51年2月28日にA株式会社本社から同社C支社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社C支社における厚生年金保険被保険者原票の記録から、16万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、株式会社Bは保険料を納付したか否かについては不明としているが、同社C支社が保管していた申立人の申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書における資格取得

日が昭和 51 年 3 月 1 日となっていることから、事業主が同日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年 2 月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

東北（宮城）厚生年金 事案 3093

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社（現在は、株式会社B）C支社における資格取得日に係る記録を昭和51年2月28日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を11万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年2月28日から同年3月1日まで

私は、昭和45年1月にA株式会社に入社して以来、現在も継続して勤務しているが、51年2月28日付けで同社本社から同社C支社に転勤した際の申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無かった。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Bから提出された在籍期間証明書及び雇用保険の被保険者記録から判断すると、申立人がA株式会社に継続して勤務し（昭和51年2月28日にA株式会社本社から同社C支社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社C支社における厚生年金保険被保険者原票の記録から、11万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、株式会社Bは保険料を納付したか否かについては不明としているが、同社C支社が保管していた申立人の申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書における資格取得日が昭和51年3月1日となっていることから、事業主が同日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年2月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。